

問診票電子化入力ルールについて

放医研 緊急時線量評価チーム

1. 未記入ならびに判読不明については電話連絡等により福島県立医大が確認を行い、可能な限りデータを得るようにする。
2. 全期間の記入を完了していない場合（例えば、3月26日以降について未記入）には、その期間の入力は行わない。評価結果の通知書で評価期間を明記する。
3. 途中の期間が未記入の場合、その期間の線量は0となる。また、現状のシステムでは、その期間を出力することができない。この場合には、上記の通り電話連絡等を行うが、連絡が取れない場合には未入力のまま評価する。
4. 入力は1時間単位とする。30分未満は0時間、30分以上は1時間とする。
5. 一日の間である時間帯が未記入の場合、直前の行動が継続したものとする。
6. 書式aにおいて、線と文字による時間の記載に齟齬がある場合は、線を優先とする。
7. 屋外滞在と屋内滞在が重複して記入されている場合には、屋外滞在を優先する。
8. 建物の構造が不明である場合は木造と仮定する。
9. 滞在場所があいまいな場合、直前の滞在場所として扱う。
10. 自宅近郊の連続した自動車での移動は（自宅→スーパー→ガソリンスタンド→自宅等の場合）、一連の屋外作業とみなす。
11. 隣接4県（宮城、山形、栃木、茨城）に移動した場合は、住所に相当する緯度経度を求めて電子データとして入力する。その他の県は代表値（県庁）の緯度経度を入力する。
12. 3月26日以降においては書式aに記載された行動パターンを優先する。
13. 放医研システムの仕様上、一日の外出は8か所に制限される。よって、8か所を超える場合は、電話等での疑義照会の上、入力作業を行う。
14. 自宅から複数の場所へ移動し自宅に戻るといった行動において、移動時間および滞在時間が明記されていない場合については、以下の通り処理する。
 - (ア) 短時間の外出の場合には、自宅周辺での屋外作業として取り扱う。
 - (イ) 長時間の外出の場合には、最も遠い場所への外出（移動のみ）として取り扱う。
 - (ウ) 上記の短時間、長時間の区分については、検討中である。
15. 書式aにおいて、移動としか書かれていない場合については、以下の例の通り入力する。

(例)

問診票：3月12日12:00：自宅から福島市に移動、3月13日：東京に移動、3月14日12:00：帰宅。
電子化入力：3月12日12:00に自宅出発、24:00に福島市到着、3月13日0:00に福島市出発、24:00に東京到着、3月14日24:00に東京出発、12:00に自宅到着、以後、自宅に滞在。
16. その他については、問診票電子化受託業者が、福島県立医大及び放医研に適宜疑義照会することとする。

参考：問診票の書式

行動パターン入力書式は以下の2種類からなる。

書式a：3月11日から3月25日まで、及び、3月26日以降の特別な行動があった日：

記入例		時刻							地名・施設名		
滞在場所		0	3	6	9	12	15	18		21	24
記入例	屋内	①			④			④			①自宅 ②自宅の畑
	移動				③						③車内 ④避難所
	屋外				②(1時間)			⑤(2時間30分)			(〇〇市〇〇中学校) ㊦ ⑤〇〇市△△町〇字△△

書式b：3月26日から7月11日まで：

期 間	滞 在 地 等
3月26日	居住地
↓	都 道 市 区 区 町
月 日	府 県 郡 村
	居住地周辺での買い物・作業などでの屋外滞在時間： 1日あたり [] 時間
	定期的な外出先①（勤務先または通学先等）：
	施設名： _____
	所在地： _____
	都 道 市 区 区 町
	府 県 郡 村
	外出先での屋内滞在時間：1日あたり [] 時間
	外出先での屋外滞在時間：1日あたり [] 時間
	該当する曜日(○で選択)：月・火・水・木・金・土・日
	定期的な外出先②：施設名： _____
	所在地： _____
	都 道 市 区 区 町
	府 県 郡 村
	外出先での屋内滞在時間：1日あたり [] 時間
	外出先での屋外滞在時間：1日あたり [] 時間
	該当する曜日(○で選択)：月・火・水・木・金・土・日